

受付印

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

指定番号

特別徴収義務者の個人番号又は法人番号


(特別徴収義務者)  
住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

大分市税条例第40条の3の規定により特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額

年 月以後の特別徴収税額  
(退職所得に対する分離課税分を含む。)

申請の日前6月間の月別の、給与の支払を受けた者の数及び当該給与の金額並びに臨時に雇用している者がある場合にはその者に係るこれらの内訳

区分 月	給与の支払を受けた者		臨時に雇用した者	
	人数	給与の金額	人数	給与の金額
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

1 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入の遅延事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

2 申請の日以前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合は、その年月日



## 申請についての注意事項

### 一. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

1. この特例を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受けるものの人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れたものがあるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。

2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特別の規定の適用を受けようとする場合は、市長に申請しその承認を受けねばなりません。
3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市民税・県民税・森林環境税額は、それぞれ次に掲げる期間までに納入することになります。

6月から 11月までの支給分 12月 10日まで

12月から翌年5月までの支給分 6月 10日まで

(注2)納期の特例制度の適用を受けたとしても、各納税者からは毎月給与支払の際に税額の徴収を行ってください。また退職等の異動があった際には特別徴収税額が変更となりますので、すみやかに異動届を提出してください。

4. 納期の特例について承認を受けていた者は、給与所得の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅延なく市長に届け出なければなりません。

(注3)滞納や著しい納入遅延がある者については、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けても、滞納したり納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。

### 二. 申請書の書き方

1. ①欄および②欄、③欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地及び法人名並びに代表者氏名、およびその電話番号をそれぞれ記入してください。ただし個人の住所地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で市民税・県民税・森林環境税の特別徴収及び納入を行っている者が申請者である場合には、その事務所または事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名、および電話番号を記入してください。
2. ④欄には、大分市から通知されている「特別徴収指定番号」を記入してください。平成28年1月1日以降の申請につきましては、法人は「法人番号」の記載が必要になります。
3. ⑤欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
4. ⑥欄には、申請日の前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等臨時の給与額を含む)をそれぞれ記入してください。この場合において、臨時の勤務者がある場合には、「臨時に雇用した者」欄に人数、及び支払金額をそれぞれ記入してください。
5. ⑦欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。